

会 議 名	第4回 八王子市動物愛護推進協議会	
日 時	平成29年1月24日(火) 午後2時00分~4時00分	
場 所	八王子市保健所 別館 1階会議室	
出席者氏名	委 員	飯田公司、河合博明(座長)、小堺敏弘、小林結花、渋谷寛、対馬美香子、丸山総一(副座長)(50音順)
	説明者	渡邊課長補佐、西尾主任
	事務局	細川えみ子保健所長、遠藤譲一生活衛生課長、渡邊和樹課長補佐、野口勇生活衛生課主査、西尾紗智生活衛生課主任、富山善登生活衛生課主事
欠席者氏名	富永律子、塚本富男	
議 題	① 動物飼養管理施設(動物愛護センター)について ② 動物愛護教育活動について	
公開・非公開の別	「公開」	
傍聴人の数	「なし」	
配付資料名	1. 八王子市動物愛護推進協議会委員名簿 2. 八王子市動物愛護推進協議会設置要綱 3. 動物愛護センターの設置について 4. 動物愛護推進にかかる教育活動について 5. 犬・猫の収容および処分状況・動物による苦情相談件数 6. 所有者からの引き取り理由	

<p>会議の内容 (要旨)</p>	<p>【事務局：遠藤】 ○司会進行</p> <p>【事務局：細川】 ○保健所長より挨拶</p> <p>【河合座長】 ○座長より挨拶</p> <p>【事務局：渡邊】 ○傍聴者について報告（傍聴者なし）</p> <p>【事務局：西尾】 ○配布資料の確認</p> <p>【河合座長】 ○ここから河合座長により進行</p> <p>≪議題1、動物飼養管理施設について≫</p> <p>【事務局：渡邊】 ○動物飼養管理施設の設置を想定した場合について説明 ○豊田市動物愛護センター視察時の様子をプロジェクターで説明</p> <p>【渋谷委員】 豊田市の施設は土日も開庁していますか。</p> <p>【事務局：渡邊】 土日も開庁しています。</p> <p>【渋谷委員】 豊田市の施設で設置費用はいくらくらいですか。</p> <p>【事務局：細川】 6,600万円程だと聞いています。豊田市の場合には国の休憩施設を改装し建設したようなので、ゼロから設置する場合の参考にはあまりありません。また、ドッグランはありませんでしたが、広場が施設の前にありました。</p> <p>【渋谷委員】 昨年ドイツのティアハイムに行ってきましたが、保護動物1匹に対し1部屋ずつ与えられ運動場もありました。</p> <p>【対馬委員】 1カ月以上の長期にわたって動物を保護収容する場合には、檻やケージではなく、動物が自由に動くことのできるパドック形式であることが必要だと思います。</p>
-----------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>【飯田委員】 豊田市の施設では、職員は何名体制でしたか。</p> <p>【事務局：渡邊】 12名体制でした。</p> <p>【対馬委員】 その施設での収容動物数によって必要な職員数は変わってきますので、そのことについても考えていくべきかと思います。</p> <p>【河合座長】 「動物飼養管理施設について」の議論についてですが、①設置の必要性 ②求められる役割・機能③機能を果たすために必要な設備 に分けて討議を進めたいと思います。 まず、①設置の必要性については、必要があるという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>【各委員】 異議なし</p> <p>【河合座長】 次に、②求められる役割・機能について、意見ををお願いします。</p> <p>【丸山委員】 配布資料3、6ページの「動物愛護センターに必要な機能」について、収容動物の飼養管理が挙げられていますが、その中には負傷動物の治療や、不妊去勢手術も含まれているのでしょうか。</p> <p>【事務局：細川】 収容した負傷動物に対する治療は必要ですが、不妊去勢手術の必要性に関しては議論が必要かと思います。</p> <p>【事務局：遠藤】 豊田市では、地域猫活動の一環として、野良猫のみを対象に不妊去勢手術を実施しているようです。</p> <p>【丸山委員】 神奈川県では、譲渡をする際に不妊去勢手術を施してから譲渡しているようです。</p> <p>【事務局：細川】 豊田市では、里親になる方に対し不妊去勢手術をすることを譲渡の条件としていました。</p> <p>【河合座長】 豊田市では獣医師は常駐しているのでしょうか？</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【事務局：渡邊】

豊田市動物愛護センターは組織として保健所の中に位置づけられており保健所の獣医師が常駐しております。

【対馬委員】

動物の愛護及び管理に関する法律には負傷動物の収容について明記されています。このため、当該法令に基づく業務を行う施設であればある程度の治療ができる設備は設けなければならないと思います。不妊去勢手術に関しては、議論があるでしょうが、施設面に限れば、不妊去勢手術にも対応できる程度の設備は負傷動物の治療をする上でも必要になってくるかと思います。

また、先日ニューヨークの動物保護施設で鳥インフルエンザが鳥から猫に感染し、施設内の猫で広がり、猫から人に感染したというニュースがありました。このような危険性が心配される中でセンターは動物由来感染症発生時の防疫拠点としての機能は持つつもりでしょうか。

【丸山委員】

同じことが気になりました。感染症法の分野で東京都の役割なのかもしれませんが、収容施設内で感染症が発生した場合に備え、例えば収容動物を譲渡する際には譲渡前に寄生虫などの検査ができる施設は必要かと思います。

【事務局：細川】

狂犬病の話ですが、日本で仮に発生した場合に誰がどこで何をするかを主体的に考えているところというのはほとんどないかと思います。法的には市が対応することにはなっていますが、対処するには何が必要か、ということまでで考えがとまっている状態です。そのことも含め、助言をいただきたいと思います。

【対馬委員】

八王子市は中核市であり、中核市においては狂犬病発生時の対策をしなければなりません。発生時のことも考慮した施設を市で考えていただかないと、市民として安心できません。

【飯田委員】

ボランティアからの意見をまとめてきましたので、ここでお伝えします。基本的には、・殺処分しないセンター・コミュニティ機能のあるセンター・啓発のためにも施設はオープンなもの、というものを希望します。それをふまえたうえで、4点提案をします。

1 点目はシェルター機能について、一時預かりボランティアが見つかるまで保護できるような保護機能や、一時預かりした猫が伝染病にかかっていたことがわかった場合に隔離保護できるような、伝染病の動物に対応した保護機能が必要であると考えます。

2点目は譲渡機能について、シニア世代にも譲渡できる仕組みづくりや、猫カフェのような参加しやすい常設の譲渡会場が必要かと思います。譲渡の機会を増やすことで譲渡数を増やし結果的に殺処分数を減らすことができます。3点目は、施設の設備等の話からは外れますが、ボランティアの負担軽減策として、さくら基金の八王子版のようなものをつくり、ボランティアに費用負担をさせないような仕組みが必要であると思います。

最後に4点目ですが、これらのことを実現させるために、資金調達の仕組みをつくることを提案します。施策ごとに企業のスポンサー制度を導入したり、CSR活動としての参加を促したりすることで、センターの充実した運用の実現や、ボランティアの負担軽減が図れるかと思います。

【刈馬委員】

続けて、先日動物愛護推進員連絡会で出た意見をお伝えします。

推進員はそれぞれの自分の分野で活動していますので、推進員の総意ではなく各々の意見です。まず、施設の場所としては清掃工場の隣などではなく、アクセスの良い場所にすることで市民が立ち寄りやすくする、という意見がありました。

動物関係のことだけではなく、他の施設と一緒に市民にとっても入りやすい場所をめざせば、市民にも動物にも過ごしやすい場所になると思います。その場合は感染症対策も十分にする必要があります。また、動物関係に限らず使用できる多目的ホールをつくることで誰でも行きやすい施設になると考えます。

飼養施設に関しては、収容動物の種類、数などの収容状況によりフレキシブルに使えるような小部屋を多く作るとよいかと思います。

他にもドッグランが欲しい、しつけ方教室が開催できるような部屋が欲しい、人材として、不妊去勢手術なども行う場合には獣医師のみではなく動物看護師も必要であるというような意見がありました。

また、殺処分について、殺処分ゼロという言葉のみが先歩きするのは良くないという意見が複数の推進員からありました。殺処分をゼロにするために引き取りを拒否したり、センター内で2年、3年も飼養継続したり、その間に負傷や高齢の動物が自然死するというのは良くないのではないのでしょうか。ゼロにはしたいけれども、それは目標としてではなく結果であるべきだという意見です。

ここまでが推進員連絡会で出た意見であり、ここからは私個人としての意見です。資料3、7ページの「動物愛護センターの目指す姿」に「収容動物の譲渡推進」という項目がありますが、本当の目指すところは「収容動物がゼロなので譲渡する動物もいない」というところではないでし

ようか。それでも現実には様々な事由で保護・収容する動物もいます。そのような動物には譲渡をしていく必要がありますが、それは機能であり収容動物の減少またはゼロが目指すところであると考えます。

また、資料3、5 ページの挿絵についてですが、これがまさにセンターに対して一般の人がもつイメージであると思います。実際には八王子市での子犬の収容状況は、平成27年度も28年度もゼロです。しかし、このイラストのように、センターには捨てられた子犬がたくさん収容され、殺されてしまうかわいそうな子犬とふれあいコーナーのようところで遊び、子供の情操教育のためにもらっていくというようなイメージは、一般の方も職員の方も相変わらず変わっていません。

このような現実とは異なる古いイメージを打ち壊し、現実に即した施設を考える必要があります。

【小林委員】

譲渡を前提として考えられることは、ボランティアとしては一番厳しいことです。保健所の収容実績数というのは、保健所で実際に収容された動物の数のみであり、それ以前にボランティアが相談対応し保護した動物の数は含まれていません。ですから、保健所で収容した数のみで施設規模を考えてはいけないと思います。また、八王子市内でも多頭飼育崩壊している現場もあることから、より広い施設が必要であると考えます。はちねこカフェも立地が駅に近いため多くの人に立ち寄ってもらえるということがあります。セミナーを実施するにしても、駅の近くにあるというのはそれだけで強みになります。

【対馬委員】

駅近くに譲渡専門のサテライト施設を設けるなど、収容施設と譲渡をするための場所を分けても良いかと思います。

【小林委員】

センターに保護・収容された動物の流れをみたときに、最終的にはボランティアに引き取られることを前提とした考えと思えます。例えば立川市においては、ボランティアも業務委託という形で関わることもあるようなので。八王子市も計画に入れていただければと思います。今はどんなことでもボランティアが無償で活動できるという時代ではなく、ボランティアの負担が大きい状況が続くと協力してもらえる人も少なくなり、ボランティア自体のレベルも下がってしまいます。

【河合座長】

保健所の収容数はボランティアの活躍ありきのものであるというのは感じています。私自身も去年子犬を譲り受けることがありましたが、保健所の収容頭数が資料にも示される数に止まっているのも、保健所を介さないでボランティアが活動してくれていることがわかります。

また、譲渡が中心になると、飼い主がペットを簡単に手放すようになりかねません。獣医師会でも飼い主に対して講習会などを行えるような、いつでも使える、中心となる施設が便利な場所にあると良いと思っています。

防災時においても、ボランティア、獣医師会などが協力することが必要ですが、普段から顔を合わせることでできるような中心となる場所があると良いかと思います。

また、東京都獣医師会でも狂犬病が国内に侵入するリスクの一つとしてコンテナ動物（海外から輸送されたコンテナに動物が紛れ込んで国内に入ってくること）に関して危機感を持っています。現在、コンテナ迷走動物の侵入について5件の報告を受けているようですが、報告の義務があるわけではないため実際にはより多くのコンテナ動物がいる可能性があります。センターはそのようなことも踏まえしっかりと情報発信ができる場である必要があります。

それ以外にも、豊田市のように、常に一定数の獣医師を確保することも課題の一つです。施設があっても人材の確保ができなければ機能を果たすことができません。開業獣医師の間でも人材の確保が問題となっており、新人を採用したからと言っていきなり対応できることばかりでもありません。

【事務局：細川】

獣医師の確保が難しいというのは何が原因として考えられますか。

【丸山委員】

全体的に犬や猫の飼育数が減少してきているのも一因かと思います。また、獣医師を目指す学生の6割程度が女性であり、大手企業を目指す学生が多い現状もあります。その中でも開業獣医師を志すのは覚悟を持った学生が多いですね。公務員の人気は徐々に増えているかと思います。

【渋谷委員】

設備としては、広い駐車場を確保したほうが良いです。また、殺処分のためのガス室はどうするのでしょうか。

【事務局：細川】

ガス室の設置に関しては議論が必要だと考えています。個人的には作らないほうが良いと思いますが、殺処分件数がゼロなわけでもありません。それでも殺処分は今後減らしていく方向で動いていくので新しくつくる施設にはそぐわないものなのかもしれません。

【渋谷委員】

予算的に可能であれば、注射器を用いた安楽死のほうが良いのではないのでしょうか。

【対馬委員】

大変難しい問題で、すぐに答えが出ることではないと感じています。ただ、例えば、大型の闘犬種が人を何人も咬み殺し、飼い主は逮捕され、犬は所有権放棄されて引き取るケースも行政にはあり得ます。その犬を殺処分する必要が出てきたとき、注射器を用いるのは保定する職員や、対応する獣医師などの人の福祉、安全確保という面でどうでしょうか。それを考えると、殺処分施設の必要性も感じます。また、狂犬病の疑いの犬がいた時に、人の安全を考えると処分を注射で行うのは難しいとも感じます。

【事務局：細川】

人の福祉を無視することはできませんね。

【対馬委員】

しかし一方で、おとなしい犬や高齢あるいは持病を抱えている犬には注射による安楽死が適切かと思います。それでも万が一のことを考えた時に、危機管理という面からも職員の安全が考慮された方法の必要性は感じます。

【丸山委員】

飼い主としての立場から考えると、施設にドッグランがあると集まりやすく、動物愛護の普及啓発の拠点になると思います。ドッグランでは飼い主同士がコミュニケーションをとっているのを見かけますので、ドッグランのような設備があると良いと思います。

また、ガス室の必要性についてですが、たとえば狂暴な犬の場合、動物園から動物が逃げだしたときに捕獲に使う麻酔の吹き矢のようなものを用いて沈静化できないものなのでしょうか。殺処分を行うための部屋をつくと大仰なものにもなるし、ガスを用いると安楽死ではないのでは、と

いう思いもあります。

【河合座長】

収容された動物のうち、人を咬んだ動物は譲渡にまわらないのですか。

【事務局：遠藤】

犬の状況や適正により譲渡になることもあります。

【事務局：細川】

これまでの意見では、ガス室などの殺処分施設をつくらなくても、殺処分自体は可能だということでしょうか。

【丸山委員】

それ以外にも、移動式の殺処分機もあるようですね。

【対馬委員】

移動式の殺処分機については、動物福祉上問題であり、それを視野に入れて考えるのはいかがなものでしょうか。その事例では、センターをつくるときに住民から、殺処分施設をつくるのであればセンターの設置も認めない、という声があり、殺処分施設のないセンターをつくったと聞いています。しかし、地域的に殺処分対象の動物も多く、苦肉の策として、移動式殺処分機（トラックの荷台に殺処分機があるようなもの）に処分対象の動物を詰めこみ、トラックを走らせ、どこで殺処分になったかをわからないように運用する、という方法をとっているようです。今の八王子市の収容状況で、わざわざそのような動物に不必要なストレスを与える方法をとることはいかがなものでしょうか。

【河合座長】

動物の福祉と殺処分については、一緒にして考えることはできないのではないのでしょうか。動物病院でも動物の病状や飼い主負担を考慮して安楽死という選択肢をせざるをえない場合もあります。答えが出る問題でもないかもしれませんが。

【飯田委員】

センター内にガス室がある、というだけで一般の人が持つ印象が悪いのは確かです。

【事務局：細川】

市民が集まってセミナーや勉強会をするような場所に殺処分施設があると、どうしても雰囲気が悪くなってしまい、両立しがたいことではあります。しかし一方で、殺処分がゼロになることはなく、それをどうするかというのが残された問題です。

【対馬委員】

人に危害を及ぼす可能性のある動物であっても沈静化し、安全に注射で、安楽死させる方法が確立されているのであれば殺処分施設が必要というわけではないと思います。ただ、そのような場合も考えて施設や手段を検討しておくことが必要だと感じます。これから人も動物も高齢化が進んでいきます。実際、保健所での飼い主からの引き取り理由の中でも飼い主死亡又は病気によるものが増えています。

保健所に引き渡した後、持病を抱えた高齢動物が施設内で「自然死」するよりも、獣医師により飼い主のもとで安楽死という選択も、今後、獣医師会にも考えていってほしいと思います。

【河合座長】

私の病院でも、安楽死について患者から聞かれることがありますが、実際に対応する獣医師やスタッフの精神的負担は大きいものがあります。末期がん動物が苦しんでいる場合と尻尾を振ってすり寄ってくるような元気な犬の場合で対応は異なります。高齢動物の譲渡について、高齢者が里親を希望する場合などは、自身の年齢等を考慮して幼齢動物より高齢動物を選択することもあります。

また、獣医師会で、獣医師はどのような仕事をするのか、というような内容のセミナーをやることがありますが、とても興味を持ってもらえています。動物を飼うということは楽しいことだけではなく、責任も伴うのだということを、子供だけでなく親にも話すことができているが、そのような入口部分の教育もセンターの役割として目指していく必要があるかと思っています。

【事務局：細川】

豊田市のセンターでは、動物を飼おうとしている人を対象にした「飼う前教室」や、「老犬セミナー」のようなものを開催していて、参考になりました。八王子市でも拠点があれば一つの機能として考えていきたいと思っています。

【小林委員】

設備の収容規模としてはどの程度のものを考えていますか。

【事務局：細川】

まだそこまでは検討していません。どのように考えていくべきだと思いますか？

【小林委員】

はちねこでの去年の猫の保護実績は一年間で約 230 匹でした。当団体では病気の蔓延など感染症のリスクを考慮しシェルターを持たないようにしています。八王子市で保護施設をつくるのであれば、どのくらいの規模なのか、人員として動物の世話をする人がどの程度いるのかということも知りたいと思います。

【事務局：細川】

予算的な制限もあり、税金で行うことなので、どこまでやるのかということは精査する必要がありますし、ボランティアの協力も必要不可欠であると思っています。それらをふまえた上で、行政がおこなわなければならない点に絞り、必要不可欠なものを集めた施設にせざるを得ないと思います。貴団体の年間 230 匹という保護数はすごい数だと思いますし、市だけではできないことです。

【小林委員】

理解を得られるよう努力して欲しいと思います。

【飯田委員】

八王子市内で一番実績があり尽力されているボランティア団体は、はちねこさんだと思います。役所としての社会的な機能が必要なのは理解できますが、それだけを地盤として、他の必要なものを積み重ねていくと膨大な内容になってしまいます。

先を見据えたビジョンを持ち、基礎を作っていただきたいと思います

【対馬委員】

どうしても現在の収容数を基にして必要な施設の規模を考えがちですが、センターの役割には災害時の動物救護があります。通常時に常に収容場所が満杯という状況で運用した場合、大規模災害が起きた時、とても対応できません。災害対策としてはむしろ通常時はガラガラな状態が理想です。災害という切り口からも収容可能頭数は大目に見積もるよう交渉することが必要となります。

また、多頭飼育崩壊が起きた時など。50 頭、100 頭という規模で収容の必要が出てきた場合にも対応可能となります。余裕を持った数値に理由があることをふまえて検討してほしいと思います。

犬、猫の収容頭数や収容割合は時代とともに変わるものです。横浜市センターに見学に行ったときでは、たくさんある譲渡用犬舎には犬が 1 頭しかいない反面、譲渡対象の猫は狭い場所に多く収容されていることがありました。犬の収容が多かった昔と違い、今は犬よりも猫の収容が増

えています。現状のみを考慮するのではなく、災害時や、先のことを見据えてフレキシブルに対応できるような、例えば小部屋を多く作るような設計が良いかと思います。

【渋谷委員】

動愛法の改正により、飼い主からの引き取りを行政は拒否できるようになりましたが、引き取りを断ることによって動物が遺棄される可能性も出ています。ドイツのティアハイムでは、引き取る必要のある場合には引き取り、譲渡の可能性がない老犬の場合にはそこからまた別の施設に移し、命を全うするまで飼養しているようです。

【飯田委員】

法人会や商工会などを巻き込んで、資金を集めることで運営することはできないでしょうか。

【小林委員】

全国的にも動物愛護に関わる事業は非常に関心を持たれます。このため八王子がセンターをつくるということは非常に注目されると思います。

【事務局：細川】

行政が運営をするとどうしても固くなってしまうことはあります。運用として、どんな形であれ行政が民間からお金を受け取る、ということは大変難しいため、センターの運用を業務委託してしまうというのはどうでしょう。

【事務局：遠藤】

事業としてはエスフォルタアリーナのように、民間主導という例もありますが動物愛護となると民間主導にしてしまうのはいかなもののでしょうか？

【対馬委員】

施設の運営を分けている実態はもういくつかの自治体でありますので、それぞれのメリット、デメリットなどの実態調査を行うと良いと思います。

【事務局：遠藤】

先日は豊田市のように直営のところを視察に行きましたが、他は必要に応じて検討します。

【小堺委員】

市民目線からすると、保健所に動物を連れて行きき殺処分、というイメージが強いのは確かです。

	<p>お年寄りの方が老犬を散歩しているような光景を見ることがあります。もしもの時には保健所に言えばなんとかかしてもらえろという考えもありますね。</p> <p>【河合座長】</p> <p>委員の皆様から、様々ご意見をいただきました。</p> <p>本日は、時間の都合上「動物飼養管理施設について」のみの討議とさせていただきます。他の議題につきましては、次回の協議会にて討議する予定でございます。なお、本日の討議内容について、まとめたものを皆様に送付する予定です。</p> <p>次回の協議会は、7月を予定しておりますので、1か月前を目途に開催通知を送らせていただきます。</p> <p>これにて、第4回動物愛護推進協議会を終了したいと思います。ありがとうございました。</p>
<p>会議録署名人</p>	<p>平成 年 月 日 署名</p>